

平成 27 年度から、多面的機能支払が「法律に基づいた制度」となります。

- 平成 26 年 6 月に、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援を法制化するための「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、この 4 月に施行されました。
- これに伴い、平成 26 年度から始まった多面的機能支払は、今年度から法律に基づく安定的な制度となりました。

【本年度からの主な変更点】



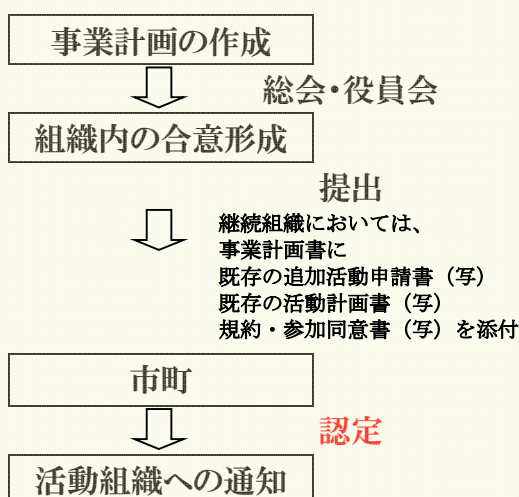
① 計画制度

活動組織は事業計画を作成して**市町の認定**を受け、これに基づいて活動に取り組むこととなります。
(これまで、作成していた協定書は廃止となります。)

- ② 交付ルートが、**国→山口県→市町→活動組織**となります。
- 中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援と併せて計画を策定することが可能となり、各施策を組み合わせ、計画的に取り組を進めることができます。
- 現行の活動計画書を活用できます。
- これまで3施策でそれぞれ異なっていた交付ルートが1本化されます。
- 地域協議会を、都道府県、市町村、活動組織の事務等を支援する組織として位置付けました。
- なお、法制化により「対象活動、対象農用地、交付単価、交付要件」の変更はありませんので、今までどおり、活動を続けてください！

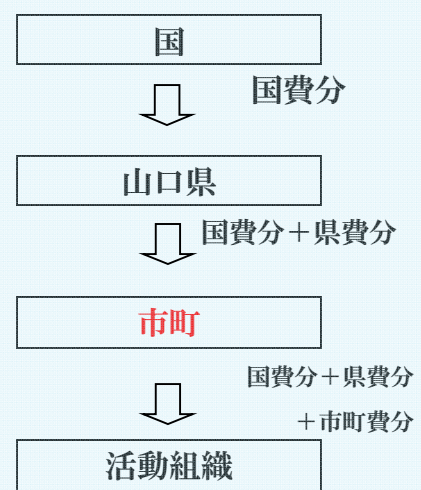
変更となる点①

・ 事業計画の認定



変更となる点②

・ 変更ルート



山口県農地・水・環境保全向上対策協議会は、「活動組織の広域化」を推進しています！
組織の広域化は、活動組織にとっても、行政においても非常に大きなメリットがあります。
「いまさら、面倒だ」「予算配分が心配」「活動に制限がかかるのでは・・・」と考えないで、県・市町担当者
者と協議をしてみませんか！

土地改良区が中心となった広域活動組織の設立(平成 26 年 9 月 5 日)

下関市豊浦地域広域協定運営委員会 (下関市豊浦町)

【地区の概要】

- ・既存の町内 15 組織が合併
- ・取組面積 502.57ha (田 492.70ha 畑 9.87ha)
- ・資源量 水路 141.3km 農道 82.3km ため池 56 箇所
- ・構成員 農業者、非農業者、自治会、土地改良区
- ・交付金 約 4,500 万円 農地維持、資源向上(共同、長寿命化)



- I 期対策の5年間で懸命に活動してきた複数の集落が、II 期対策には取組まず(平成 24 年度)、事業を継続せずに活動組織を解散した。その理由は、高齢化による 5 年間の活動を実施することへの不安と離農者の増加、および組織をけん引するリーダーの不在であった。そこで、集落単位の組織ではなく、豊浦町全域を見据えた組織づくりを検討すべきであるとの判断から、豊浦町土地改良区と下関市農林整備課が中心となって広域組織を設立した。

地域の連携強化!

事務処理の軽減!

安心して活動が継続できるために!

組織体制

- 運営委員会は、活動組織の代表(16 名)と土地改良区理事長が運営委員となり 17 名で構成する。
- 委員の中から、会長1名、副会長2名、書記1名、監査役 2 名を選任する。
- 事務については、運営委員会が土地改良区に委託する。

事務の流れ

- 農地維持支払、資源向上(共同)
年度活動計画については、各活動組織ごとに策定し、運営委員会に提出する。
活動記録については、活動終了後運営委員会に提出し、運営委員会が整理・確認する。
- 資源向上(長寿命化)
各活動組織からの要望について、運営委員会で協議し計画を策定、実施する。
外部委託に係る手続き等(業者選定、発注、検査)は運営委員会がすべて実施する。
- 交付金の管理
交付金はすべて運営委員会で一括管理する。

設立の効果

- 活動記録を運営委員会で管理することで活動記録の精度が向上している。
- 会計を運営委員会一括管理することで効率の良い管理ができています。
- まとまった交付金により、広範囲で効率的な事業実施が可能となっている。